鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年３月16日

鳥取県知事　片　　山　　善　　博

鳥取県条例第28号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（災害危険区域内における建築の制限）
第３条　災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事<u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第１項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第３条に規定する総合事務所長。以下同じ。）</u>が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</td><td>（災害危険区域内における建築の制限）
第３条　災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>第17条　第３条、第４条、第６条、第７条第１項、第８条又は第９条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、<u>50万円</u>以下の罰金に処する。
２　略

別表第３（第13条関係）
<table><tr><th>事　務</th><th colspan="4">金　額</th></tr><tr><td>１　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含</td><td>ア</td><td>ア</td><td>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</td><td>１件につき5,000円</td></tr><tr><td></td><td>の項によ</td><td>イ以外</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>第17条　第３条、第４条、第６条、第７条第１項、第８条又は第９条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、<u>20万円</u>以下の罰金に処する。
２　略

別表第３（第13条関係）
<table><tr><th>事　務</th><th colspan="2">金　額</th></tr><tr><td rowspan="2">１　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含</td><td>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</td><td>１件につき5,000円</td></tr><tr><td>床面積の合計が30平方メートル</td><td>１件につき9,000円</td></tr></table></td></tr>
</table>

	む。）の規定に基づく建築物の確認	り算定された額とイの項により算定された額の合計額（法第87条第1項において準用する法第6条第	の部分	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき9,000円			む。）の規定に基づく建築物の確認	を超え、100平方メートル以内のもの				
				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき14,000円				床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき14,000円			
				床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき19,000円				床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき19,000円			
				床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき34,000円				床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき34,000円			
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき48,000円				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき48,000円			
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき140,000円				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき140,000円			
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき240,000円				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき240,000円			
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき460,000円				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき460,000円			

		1項の規定に基づく場合にあっては、アの項により算定された額）		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	１件につき140,000円						
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき240,000円						
				床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき460,000円						
			イ 法第６条第５項の構造計算適合性判定	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	１棟につき201,000円						
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１棟につき264,000円						
				床面積の合計が2,000平	１棟につき301,000円						

		に係る部分	方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの				
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１棟につき396,000円			
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１棟につき718,000円			
１の２　法第６条第５項、第６条の２第３項又は第18条第４項の規定に基づく構造計算適合性判定（法第６条第１項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。）	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの			１棟につき201,000円			
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			１棟につき264,000円			
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの			１棟につき301,000円			
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの			１棟につき396,000円			
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの			１棟につき718,000円			

２及び３　略		
４　法第７条第４項の規定に基づく建築物の検査（法第７条の３第１項に規定する特定工程（以下「特定工程」という。）を含む工事を完了したときに行うものを除く。）	略	
４の２　法第７条第４項の規定に基づく建築物の検査（特定工程を含む工事を完了したときに行うものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき11,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき15,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき21,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき35,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき47,000円
	床面積の合計が2,000平方メー	１件につき110,000円

２及び３　略	
４　法第７条第４項の規定に基づく建築物の検査	略

	トルを超え、10,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき180,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき370,000円
５及び６　略		
６の２　法第７条の３第４項の規定に基づく建築物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	１件につき9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	１件につき11,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	１件につき15,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	１件につき20,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	１件につき33,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	１件につき45,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メー	１件につき100,000円

５及び６　略

	トル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	１件につき160,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	１件につき330,000円
７～12　略		
13　法第48条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	１件につき　180,000円
14～38　略		

備考

１　１の項及び１の２の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。

（１）～（３）　略

２　１のイの項及び１の２の項の床面積の合計は、１棟ごとの床面積の合計とする。

７～12　略	
13　法第48条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	１件につき　180,000円
14～38　略	

備考

１　１の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。

（１）～（３）　略

３　４の項、４の２の項及び６の２の項に規定する床面積の合計は、備考１の(１)及び(２)に掲げる面積に基づき算定する。	２　４の項に規定する床面積の合計は、備考１の(１)及び(２)に掲げる面積に基づき算定する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、別表第３の改正中13の項に係る部分は、平成19年11月30日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の鳥取県建築基準法施行条例別表第３の１の項及び１の２の項の規定は、この条例の施行の日以後に改正法第１条の規定による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「新基準法」という。）第６条第１項若しくは第６条の２第１項（これらの規定を新基準法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は新基準法第18条第２項（新基準法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物に係るものについて適用し、同日前にされた改正法第１条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧基準法」という。）第６条第１項若しくは第６条の２第１項（これらの規定を旧基準法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は旧基準法第18条第２項（旧基準法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物に係るものについては、なお従前の例による。

３　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。